

エミール行田福祉用具販売事業所運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、株式会社 エミール介護センター（以下、「事業者」という。）が開設する指定特定福祉用具販売事業所「エミール行田福祉用具販売事業所」（以下事業所という。）が行う、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な特定（介護予防）福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定（特定介護予防）福祉用具の販売を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者（要支援者）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資すると共に、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。なお、サービス提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ（要介護状態とならないで）自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識して行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する指定特定（介護予防）福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条（事業所の名称）

- 一 名 称 エミール行田福祉用具販売事業所
- 二 所在地 埼玉県行田市持田 2-15-14

第4条（事業所の職種、員数及び職務内容）

- 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1人（常勤職員 1人 但し、福祉用具貸与事業所管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 福祉用具専門相談員 2人（常勤換算 2人以上 但し、福祉用具貸与事業所職員と兼務）
福祉用具専門相談員は、特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等の専門的な援助を行い、特定（介護予防）福祉用具販売を行うものとする。

第5条（営業日及び営業時間）

- 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし5月3日から5月5日、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。）
 - 二 営業時間 月曜日から土曜日 午前8時20分から午後5時20分までとする。

第6条（特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う品目及び利用料その他の費用）

- 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。
- 一 指定（介護予防）特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定（介護予防）福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定（介護予防）福祉用具の販売にかかる同意を得る。
 - 二 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定（介護予防）福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。
 - 三 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況に応じて特定（介護予防）福祉用具の調整を行うとともに、当該特定（介護予防）福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
 - 四 居宅（介護予防）サービス計画に指定特定（介護予防）福祉用具販売が位置づけられている場合には、当該計画に特定（介護予防）福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる
 - 五 居宅（介護予防）サービス計画が作成されていない場合には、介護保険法施行規則第71（90）条第1項第3号に規定する居宅介護（介護予防）福

祉用具購入費の支給の申請に係る特定（介護予防）福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

- 六 指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。
- 2 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供にあたり扱い品目は、厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具販売に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。
 - 一 腰掛便座
 - 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 三 入浴補助用具
 - 四 簡易浴槽
 - 五 移動用リフトのつり具の部分
- 3 事業所は、特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合には、介護保険法第44条第3項に規定する、現に当該特定（介護予防）福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下の書類を利用者に対して交付する。
 - 一 事業所名称
 - 二 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額とその他必要と認められる事項を記載した証明書
 - 三 領収書
 - 四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費並びに福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、埼玉県内全域とする。

第8条（緊急時等における対応方法）

（介護予防）特定福祉用具販売の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

第9条（事故発生時における対応）

利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条（苦情処理）

事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

第11条（個人情報の保護）

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第12条（虐待防止）

事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。

第13条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修

- 2 事業者並びに従業者は、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、事業者は、従業者との雇用契約において、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない旨、定めるものとする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に関して必要な事項は、株式会社エミール介護センター代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月12日から施行する。

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

この規程は、平成27年7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年 月 日から施行する。